

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
促進区域に含め	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	硫化水素による影響			
		水の汚れによる影響			
		富栄養化による影響			
		水の濁りによる影響			
		溶存酸素量による影響			
		水温による影響			
		大気質への影響			
		騒音による生活環境への影響			
		悪臭による影響			
		温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域	a) 温泉法 第3・4条 / 北海道温泉保護対策要綱 第4・別表2 / 温泉資源の保護に関するガイドライン
		重要な地形及び地質への影響			
		土地の安定性への影響		a) 砂防指定地 b) 地すべり防止区域 c) 急傾斜地崩壊危険区域 d) 土砂災害（特別）警戒区域	a) 砂防法第2・4条 / 砂防法施行条例 第3条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 b) 地すべり等防止法 第3・18条 / 地すべり等防止法施行令第5条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3・7条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 d) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7・9・10・26条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画
		反射光による生活環境への影響			
		影による影響			

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
適切 でない と認 めら れる 区 域	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 生息地等保護区の管理地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 国指定鳥獣保護区 b) 道指定鳥獣保護区 c) 生息地等保護区（法） d) 生息地等保護区（条例） 	<ul style="list-style-type: none"> a) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28・29条 / 北海道自然環境保全指針 b) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28・29条 / 北海道自然環境保全指針 c) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 第36条 d) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例 第65条
		植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 生息地等保護区の管理地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 生息地等保護区（法） b) 生息地等保護区（条例） 	<ul style="list-style-type: none"> a) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 第36条 b) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例 第65条
		地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 道自然環境保全地域 b) 学術自然保護地区 c) ラムサール条約湿地 d) 世界自然遺産 	<ul style="list-style-type: none"> a) 北海道自然環境等保全条例 第14条 / 北海道自然環境保全指針 b) 北海道自然環境等保全条例 第22条 / 北海道自然環境保全指針 c) ラムサール条約 d) 世界遺産条約
	人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第一種特別地域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 国立・国定公園（普通地域を除く） b) 道立自然公園（普通地域を除く） c) 自然景観保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 自然公園法 第20～22・33条 / 自然公園法施行規則第9条の12 / 北海道自然環境保全指針 b) 北海道立自然公園条例 第10・21条 / 北海道立自然公園条例施行規則 第16条 / 北海道自然環境保全指針 c) 北海道自然環境等保全条例 第22条 / 北海道自然環境保全指針
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響		<ul style="list-style-type: none"> a) 環境緑地保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> a) 北海道自然環境等保全条例 第22条 / 北海道自然環境保全指針
	その他北海道が必要と判断するもの	土壌汚染への影響		<ul style="list-style-type: none"> a) 要措置区域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 土壌汚染対策法 第6・9条
都市への影響			<ul style="list-style-type: none"> a) 市街化調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市計画法 第7・29・34・43条 	

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案 ←				道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成 →	
①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
		農林水産業への影響		a) 農用地区域内農地 b) 甲種農地	a) 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第1項・第2項第1号 / 農地法 第4条第6項第1号イ・第5条第2項第1号イ b) 農地法 第4条第6項第1号ロ・第5条第2項第1号ロ、農地法施行令 第6・13条

②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 <small>②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域</small>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
環境の自然的 構成要素の良 好な状態の保 持に関する事 項		硫化水素による影響				
		水の汚れによる影響		a) 水資源保全地域	a) 北海道HP / 市町村HP / 市町 村や関係団体等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること
		富栄養化による影響		a) 水資源保全地域	a) 北海道HP / 市町村HP / 市町 村や関係団体等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること
		水の濁りによる影響		a) 水資源保全地域	a) 北海道HP / 市町村HP / 市町 村や関係団体等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること
		溶存酸素量による影響		a) 水資源保全地域	a) 北海道HP / 市町村HP / 市町 村や関係団体等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること
		水温による影響		a) 水資源保全地域	a) 北海道HP / 市町村HP / 市町 村や関係団体等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること
		大気質への影響		a) 苫小牧東部地域、同西部地域、石狩湾 新港地域	a) 公害防止協定書等その他資料 / 関係部局等からの聴取	● 苫小牧東部地域、同西部地域、石狩湾新港地域において、新たに 工場等を設置するにあたり、道と事業者は公害防止協定の締結に努め なくてはならない
		騒音による生活環境への影響				
		悪臭による影響				
		温泉への影響				
		重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況	a) 国土交通省国土地理院HP / 環境省HP / 日本の地形レッドデー タブックその他資料 / 科学的知見や関 係部局等からの聴取	● 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事 業計画にすること

②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
		土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・保安林 	<ul style="list-style-type: none"> a) 河川区域（河川保全区域等含む） b) 海岸保全区域 c) 道路区域 d) 漁港区域 e) 一般公共海岸区域 f) 地域森林計画対象森林 g) 土砂災害危険箇所 	<ul style="list-style-type: none"> a) 国土交通省HP b) 各建設管理部 c) 各建設管理部 d) 北海道HP e) 各建設管理部 f) 北海道HP g) 北海道HP a～g) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な事業計画にすること ●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な対策を講じること ●河川区域に施設を設置する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・治水上又は利水上の支障が生じないこと ・他の工作物に悪影響を与えないこと ・河川における一般の自由使用を妨げないこと ・河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないこと ●海岸保全区域及び一般公共海岸区域に施設を設置する場合には、海岸の防護に著しい支障を及ぼす恐れが無いと海岸管理者が認める事業計画とすること ●道路区域に施設を設置する場合は、道路占用許可が必要であり、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもので道路法その他の法令規則で定められた基準に適合する場合に限り、道路占用許可をする場合があること ●漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を阻害し、その他漁港の保全の支障を与えるものではないこと ●当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと ●水害を発生させるおそれがないこと ●水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと ●周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと
		反射光による生活環境への影響				
		影による影響				

②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
考慮 対象 区域	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 生息地等保護区の監視地区 ・ 保安林	a) 保護林 b) 緑の回廊 c) 風力発電における鳥類のセンシティブイマツ プ d) 保護水面・資源保護水面 e) 自然環境保全基礎調査（動物）	a) 林野庁HP b) 林野庁HP c) 環境省HP d) 水産庁HP / 北海道HP e) 環境省HP a～e) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	● 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ● 事業の実施に当たって、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ● 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること ● 発電施設の設置にあたり鳥類の主要な移動・渡りルート・集団繁殖地への設置を避ける、営巣・繁殖期に工事を行わない、さけ・ます増養殖への影響対策を講じる、採餌エリアを考慮するなどの必要な対策や希少な動植物種の生息・生育環境への影響を考慮した対策を講じること
		植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 生息地等保護区の監視地区 ・ 保安林	a) 保護林 b) 保護水面・資源保護水面 c) 特定植物群落 d) 自然度8ランク以上の区域	a) 林野庁HP b) 水産庁HP / 北海道HP c) 環境省HP d) 環境省HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	● 原則、当該区域の改変を避けた事業計画にすること（ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、保全に必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない） ● 改変が避けられない場合、当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画とするなど、保全すべき植生に影響のない事業計画とすること ● 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す
		地域を特徴づける生態系への影響		a) 重要湿地 b) 重要里地里山 c) 重要海域 d) 自然度8ランク以上の区域 e) 保護水面・資源保護水面 f) 自然再生の対象となる区域 g) 緑の回廊	a) 環境省HP b) 環境省HP c) 環境省HP d) 環境省HP e) 水産庁HP / 北海道HP f) 環境省HP g) 林野庁HP a～g) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	● 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す

②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
	人と自然との 豊かな触れ合 いの確保に関 する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観への影響	・ 国立・国定公園の特別保護地区、海城公園 地区、第一種特別地域以外の区域	a) 国立・国定公園の普通地域 b) 道立自然公園の普通地域 c) 景観計画区域 d) ジオパーク e) 長距離自然歩道 f) 風致地区	a) 環境省HP b) 北海道HP c) 北海道HP d) 北海道HP / 日本ジオパークネッ トワークHP e) 環境省HP / 北海道HP f) 北海道HP / 市町村HP a～f) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a～e) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措 置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所 に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然 歩道からの眺望への影響回避とその保全に必要な措置について専門家 や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ● 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退 させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽するこ と。なお、周囲に植栽を施す場合はすでに成立する植生と同様の樹種 を用いること。また、構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えない よう配慮すること ● 林地以外の植生では、施設や付帯設備を遮蔽できず景観に与える 影響が大きいことから、施設等設置は極力避けること ● 施設や付帯設備の色は、周辺景観との調和に配慮した色彩とするこ と ● 事業実施区域及びその周辺に重要な眺望点や住居等がある場合、 景観への調和に配慮するための必要な対策を講じること ● 事業地が二次的な環境の場合は、周囲の景観に調和した植栽を施 すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太 陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。事業終了後は撤去し、リユ ース・リサイクルを含め適正に処理すること
		主要な人と自然との触れ合いの活動の 場への影響		a) 特別緑地保全地区 b) 長距離自然歩道 c) 世界文化遺産	a) 国土交通省HP / 北海道HP / 市町村HP b) 環境省HP / 北海道HP c) 文化庁HP / 北海道HP a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 b・c) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さく した事業計画にすること ● 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること
	その他北海道 が必要と判断 するもの	都市への影響		a) 公園 b) 下水道	a) 国土交通省HP / 北海道HP b) 国土交通省HP	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園利用者に著しい支障を及ぼさず、必要やむを得ないと認められる ものであり、技術的基準に適合する場合 ● 施設の目的を妨げないことや、財産価値を減じるものでないこと、施 設の機能を損ないものでないこと等の条件に該当する場合
				a) 都市計画区域の用途地域（工業地域及 び工業専用地域を除く）	a) 国土交通省HP / 市町村HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や 関係部局等からの聴取 / EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法に基づき用途地域が指定されている場合は、建築基準 法による用途規制に適合すること。

②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
		土壌汚染への影響		a) 形質変更時要届出区域（土壌汚染対策 法第11条第1項及び第3項)	a) 環境省HP / 北海道HP	●形質変更時要届出区域において、土地の形質の変更を行う場合に は、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体 の飛散等より、新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、その方法 が法に基づく一定の基準に適合すること
		廃棄物への影響		a) 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域	a) 北海道HP / 文献その他資料	●当該土地の形質の変更を避けた、又は変更の程度をできる限り小さ くした事業計画とすること ●土地の形質の変更を行う場合は、次の要件を満たすよう施行するこ と 1) 廃棄物を飛散、又は流出させないこと 2) 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気 又は脱臭その他必要な措置を講ずること 3) 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出す るおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずること 4) 土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維 持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずること 5) 埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、 当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置 を講ずること 6) 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に 伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するた めに必要な範囲内で放流水の水質検査を行うこと 7) 6) による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、 又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境 の保全上必要な措置を講ずること 8) 石綿含有一般廃棄物、廃石綿又は石綿含有産業廃棄物が地 下にあることが明らかな場合には、当該廃棄物の飛散による生活環境 の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずること 9) 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが明らかな場 合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出に よる生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を 講ずること
		農林水産業への影響		a) 第1種農地	a) 文献その他資料 / 関係部局等 からの聴取	●第1種農地については、農業上の利用を図るべき土地であることを 勘案し、利用への影響を抑えるための必要な対策を講ずること
				a) 漁業許可、漁業権（各種）	a) 北海道HP / 関係部局等から の聴取	●漁業許可や漁業権が設定されている区域については、利用状況を 勘案し、利用への影響を抑えるために必要な対策を講ずること（下流 及び海面にある漁業権や許可を含む）

②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）案				道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成		
②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
				a) 増殖河川	a) 北海道HP / 関係部局等からの 聴取	●さけ・ます増殖事業を実施している河川については、事業への影響を 抑えるために必要な対策を講じること
				a) 森林施業を実施・計画している区域	a) 北海道HP / 関係部局等からの 聴取	●道有林野内で事業を実施する場合、森林の持つ公益的機能の発 揮及び道有林野の適正な整備・管理に支障を及ぼすことがないよう、 必要な対策を講じること

②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
環境の自然的 構成要素の良 好な状態の保 持に関する事 項		硫化水素による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、硫化水素の 影響を抑えるための必要な対策を講じること
		水の汚れによる影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点 c) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 c) 水産庁HP / 国立研究開発法 人水産研究・教育機構HP a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a・b) EADAS	●水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が 近隣にある場合は、水の汚れによる影響を抑えるための必要な対策を 講じること ●生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
		富栄養化による影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水 地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響を抑えるための必要 な対策を講じること ●生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する 場合、水資源の保全について十分配慮すること
		水の濁りによる影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点 c) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 c) 水産庁HP / 国立研究開発法 人水産研究・教育機構HP a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a・b) EADAS	●沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止 策を講じること ●生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
		溶存酸素量による影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点	a) 北海道HP b) 市町村関係部局等からの聴取 a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●溶存酸素量の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取 水地点等が近隣にある場合は、溶存酸素量による影響を抑えるための 必要な対策を講じること ●生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する 場合、水資源の保全について十分配慮すること
		水温による影響		a) 水道原水取水地点 b) 農業用水路の状況 c) 養殖場の流入経路の状況 d) さけますふ化場・養殖場	a) 市町村関係部局等からの聴取 b) 農林水産省HP c) 水産庁HP d) 水産庁HP / 国立研究開発法 人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a～c) EADAS	●生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること ●水温の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣 にある場合は、水温による影響を抑えるための必要な対策を講じること

②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案

← 国基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成 →

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
考 慮 対 象 事 項		大気質への影響		a) 北海道の大気環境（二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント） b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 経済産業省HP / 北海道HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な対策を講じるとともに地域住民の健康、被害者を保護すること
		騒音による生活環境への影響	・騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること ●設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ●事業用地近傍（火力は1km範囲内、風力は2km範囲内）に保全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること
		悪臭による影響		a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、悪臭の影響を抑えるための必要な対策を講じること
		温泉への影響		a) 温泉の状況	a) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	●地熱開発にあたり、各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること
		重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況 b) 自然環境保全基礎調査	a) 環境省HP / 日本の地形レッドデータブック b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること
		土地の安定性への影響		a) 土地分類基本図 b) 土地利用図 c) 現存植生図 d) 土地の形状が保持される性質の状況	a) 国土交通省HP b) 国土交通省国土地理院HP c) 環境省生物多様性センターHP d) 関係部局に聴取 a～d) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b・c) EADAS	●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること ●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な対策を講じること
		反射光による生活環境への影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●事業地の周囲に植栽を施すことや、反射を抑えた仕様の資材を採用することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること
		影による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう施設の配置を検討すること

②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 国内希少野生動物種の生息・生育への支障	a) IBA b) マリンIBA c) レッドリスト掲載種 d) 指定希少野生動植物種	a) 野鳥の会HP b) 野鳥の会HP c) 環境省HP / 北海道HP d) 環境省HP / 北海道HP a～d) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 a～c) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ●事業の実施に当たって、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ●当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること ●発電施設の設置にあたり鳥類の主要な移動・渡りルート・集団繁殖地への設置を避ける、営巣・繁殖期に工事を行わない、さけ・ます増養殖への影響対策を講じる、採餌エリアを考慮するなどの必要な対策や希少な動植物種の生息・生育環境への影響を考慮した対策を講じること
		植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 国内希少野生植物種の生息・生育への支障	a) 巨樹・巨木林 b) レッドリスト掲載種 c) 指定希少野生動植物種 d) 自然環境保全基礎調査（植物）	a) 環境省HP b) 環境省HP / 北海道HP c) 環境省HP / 北海道HP d) 環境省HP a～d) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 a・b・d) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、当該区域の改変を避けた事業計画にすること（ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、保全に必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない） ●改変が避けられない場合、当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画とするなど、保全すべき植生に影響のない事業計画とすること ●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す
		地域を特徴づける生態系への影響			a) 史跡名勝天然記念物 b) KBA c) 生態系の保全上重要な自然環境の状況 d) すぐれた自然地域の要素（法や条例で指定された区域を除く） e) 北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原 f) 自然環境保全基礎調査（生態系）	a) 文化庁HP / 北海道教育委員会HP b) コンサベーションインターナショナルジャパンHP c) 関係部局に聴取 d) 北海道HP e) 関係部局に聴取 f) 環境省HP a～f) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 a～c・f) EADAS

②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
人と自然との 豊かな触れ合 いの確保に関 する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに 主要な眺望景観への影響			a) 景観重要建造物 b) 景観重要樹木 c) 眺望の状況及び景観資源の分布状況	a) 国土交通省HP / 市町村HP b) 国土交通省HP / 市町村HP c) 関係部局に聴取 a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点からの眺望への影響回避とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ●事業地が林地の場合、施設や付帯設備の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮するとともに、林地以外の植生では、それら構造物が遮蔽できず景観に与える影響が大きいことから、施設等設置は避けることが望ましい ●施設や付帯設備の色は、周辺景観との調和に配慮した色彩とすること ●事業実施区域及びその周辺に重要な眺望点や住居等がある場合、景観への調和に配慮するための必要な対策を講じること ●事業地が二次的な環境の場合は、周囲の景観に調和した植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること
				主要な人と自然との触れ合いの活動の 場への影響		a) 自然との触れ合いの活動が一般的に行わ れる施設又は場の状態及び利用の状況 b) 身近な自然地域（環境緑地保護地区以 外)
	その他北海道 が必要と判断 するもの	文化への影響		a) 記念保護樹木	a) 北海道HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	●記念保護樹木が近隣に植生する場合、植生に影響を与えないための必要な対策を講じること
その他	その他			a) 文化財	a) 文化庁HP / 北海道HP / 市町 村HP / 文化遺産オンライHP / 文献 その他資料 / 科学的知見者や関係 部局等からの聴取 / EADAS	●重要文化財等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、文化財に影響を与えないための必要な対策を講じること
				a) 発電所に係る環境影響評価の手引き (第2～4章)	a) 経済産業省HP	●住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設等から1km以上離れていること